

# 意見書

平成20年9月24日

総務省自治行政局選挙部管理課 様

郵便番号：602-0901

住所：京都市上京区室町通今出川下ル 繊維会館内

氏名：全国手話通訳問題研究会

運営委員長 市川恵美子

電話番号：075-451-4743

電子メールアドレス：[NRASLI@zentsuken.net](mailto:NRASLI@zentsuken.net)

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

## 1 選挙の重要性と聴覚障害者

選挙は民主主義を具体化する制度であり、「私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会」（総務省ホームページ）であることから国民の参加が最大限に保障される必要があります。

また「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」（日本国憲法前文）という規定から、代表者の正当性を確保する観点からも、国民の選挙権の行使は尊重される必要があると考えられます。

ところが現在の日本の選挙制度においては、選挙権の行使（例：投票）に必要な情報入手について、聴覚障害者にとって困難な状況があります。

## 2 聴覚障害者の置かれている状況

日本の聴覚障害者33万8千人のうち、6万4千人が手話をコミュニケーション手段として用いています（平成18年身体障害者実態調査）。これらの聴覚障害者の選挙権の行使（具体的には投票先の決定）に必要な情報は手話により提供されることが適切と考えられます。

現在の日本の選挙制度において、投票先の決定にあたり必要となる「候補者（政党）の政見を知る媒体」で広く全国民にアクセス可能なものは選挙公報と政見放送しかありません。

しかし、このうち手話で情報入手が可能なのは参議院選挙の比例区の政見放送で政党からの申し入れがあった場合のみに限られています。他の選挙はもちろん参議院選挙の比例区においても政党から申し入れがなければ手話で情報入手はできない、という状況です。

聴覚障害者には日本語が苦手な人が少なくなく、そういう聴覚障害者が正確に判断するためには、誤解しやすい日本語ではなく手話（通訳）の方が情報提供手段として適切であることは、私たちが日常的な手話通訳や手話サークル活動の中で実感しているところです。

一昨年12月の国連総会において全会一致で採択された「障害者権利条約」では「締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者と平等にこの権利を享受する機会を保障する」（第29条・政府仮訳）とされ「保障」の内容充実は急務となっています。

手話をコミュニケーション手段としている聴覚障害者が、健聴者と平等に正当に選挙権を行使するために、また選挙の当選者が聴覚障害者を含む国民の代表者であることを確保するために、選挙に関わるすべての情報が手話により提供されることが必要です。

### 3 聴覚障害者の選挙権の行使のために必要と考えられる施策

- (1) 選挙に関わる全情報（例：政見放送、選挙公報、選挙期間中のすべての演説会や選挙運動）の手話による提供
- (2) 当面の間、公費負担される全情報（例：政見放送、選挙公報）の手話による提供
- (3) 今すぐに実施可能な手段として、あらゆる政見放送への手話通訳者の配置

### 4 今回の制度改定についての全国手話通訳問題研究会の意見

以上を踏まえると、今回の制度改定は「一歩前進」であるが本来選挙制度の目的から導かれる聴覚障害者の選挙権の保障水準と比較するとまったく不十分な内容であり、今後のさらなる改定が早急に必要です。

また、今回の改定を含め、政見放送への「手話通訳者の配置」は実施主体が各政党であり、配置しない政党も散見されます。実施主体を、以前立会演説会が実施されていたときのように行政側（例：選挙管理委員会）として、政見放送への手話通訳者の配置を完全に実施すべきです。